

令和6年 第5回 鏡野町農業委員会議事録

招集年月日	令和6年5月10日（金）												
招集場所	鏡野町役場 3階 特別会議室												
開議	午前11時00分～午前11時25分												
応招委員	<table> <tr> <td>1番 檜山 幸子</td><td>7番 田渕 智之</td></tr> <tr> <td>2番 山中 幸子</td><td>8番 北山 政士</td></tr> <tr> <td>3番 難波 基訓</td><td>9番 近藤 克己</td></tr> <tr> <td>4番 柳井 正信</td><td>10番 川口 肇司</td></tr> <tr> <td>5番 正影 博一</td><td>11番 竹下 桂輔</td></tr> <tr> <td>6番 河中 司</td><td></td></tr> </table>	1番 檜山 幸子	7番 田渕 智之	2番 山中 幸子	8番 北山 政士	3番 難波 基訓	9番 近藤 克己	4番 柳井 正信	10番 川口 肇司	5番 正影 博一	11番 竹下 桂輔	6番 河中 司	
1番 檜山 幸子	7番 田渕 智之												
2番 山中 幸子	8番 北山 政士												
3番 難波 基訓	9番 近藤 克己												
4番 柳井 正信	10番 川口 肇司												
5番 正影 博一	11番 竹下 桂輔												
6番 河中 司													
不応招委員	—												
出席委員数	11名												
欠席委員数	0名												
本会議に職務のため出席した者の職、氏名	事務局長 角田 貫之（産業観光課 特命参事） 課長補佐 片田 篤志（産業観光課 課長補佐） 主任 山崎 裕司（産業観光課 主任）												

議事日程	審議事項
日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定
日程第3	報告第7号 農地法第18条第6項の規定による解約について
日程第4	議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第18号 非農地証明願について
日程第6	議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7	議題第20号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第8	その他
委員提出議案の提出	—
会議録署名委員の指名	1番 檜山 幸子 2番 山中 幸子

議事の経過

発 言 者	発 言 の 要 旨
会長 川口	ただいまの出席委員は、11名のうち11名です。 定足数に達しておりますので、これより令和6年第5回鏡野町農業委員会を開催します。 本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員に、1番 檜山 幸子 委員、2番 山中 幸子 委員を指名します。 日程第2 会期決定の件を議題にします。 おはかりします、本会の会期は、本日1日間にしたいと思います、これにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	異議なしと認めます、よって会期は、本日の1日間に決定しました。 日程第3 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による解約について、この報告の33番から36番までの案件について、事務局より提案理由の説明を求めます、事務局長。
事務局長 角田	令和6年第5回鏡野町農業委員会議案2ページをお開きください。 報告第7号 農地法18条第6項の規定による解約について。 番号33、所在、●●、田、他計2筆、2, 139㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号34、所在、●●、田、他計8筆、9, 376㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号35、所在、●●、田、他計5筆、5, 186㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号36、所在、●●、田、他計3筆、4, 190㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 以上、4件です。
会長 川口	これをもって報告を終わります。 日程第4 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について、この議案の25番から29番までの案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 角田	議案4ページをお開きください。

	議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。 番号 25、所在、●●、田、他計 3 筆、2, 291 m²。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反によるもの。 取得後の耕作面積、11, 674 m²、通作距離、1.5 km、農機具、トラクター 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台。 番号 26、所在、●●、畑、482 m²。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請自由、増反によるもの。 取得後の耕作面積、783 m²、通作距離、0.1 km、農機具、耕運機 1 台。 番号 27、所在、●●、畑、458 m²。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請自由、増反によるもの。 取得後の耕作面積、7, 172 m²、通作距離、0.1 km、農機具、トラクター 1 台、耕運機 1 台。 番号 28、所在、●●、田、589 m²。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請自由、増反によるもの。 取得後の耕作面積、12, 632 m²、通作距離、0.3 km、農機具、トラクター 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台。 番号 29、所在、●●、田、他計 2 筆、2, 835 m²。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請自由、増反によるもの。 取得後の耕作面積、18, 814 m²、通作距離、0.5 km、農機具、トラクター 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台。 以上、5 件です。
会長 川口	これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。 (発言なし) 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件を承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	異議なしと認めます。 よって議案 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての件は、承認することに決定しました。 日程第 5 議案第 18 号 非農地証明願について、この議案の 8 番から

事務局長 角田	1 1 番までの案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。 議案 6 ページをお開きください。 議案第 1 8 号 非農地証明願について。 番号 8、所在、●●、田、他 4 筆、4, 5 8 7 m²。 判定地目、山林原野、利用状況、1 0 年前から耕作しておらず、荒廃しており、農地として使用できないため。 申請人、●●。 番号 9、所在、●●、田、他計 4 筆、2, 9 5 3 m²。 判定地目、山林原野、利用状況、3 0 年前に植林をして耕作しておらず、農地として使用できないため。 申請人、●●。 番号 1 0、所在、●●、田、他計 2 筆、2, 2 3 0 m²。 判定地目、山林原野、利用状況、3 0 年前から耕作しておらず、荒廃しており、農地として使用できないため。 申請人、●●。 番号 1 1、所在、●●、田、他計 8 筆、6, 1 6 7 m²。 判定地目、山林原野、利用状況、4 0 年前に植林をして耕作しておらず、農地として使用できないため。 申請人、●●。 以上、4 件です。 去る 4 月 3 0 日、非農地証明事務要領により地元確認及び航空写真と現地確認による確認を役員にて実施しました。 その結果、いずれの議案も要領の対象要件を満たすもの、非農地として報告させていただきます。 以上です。
会長 川口	これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。 (発言なし) 追加説明なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	異議なしと認めます。 よって議案第 1 8 号 非農地証明願については承認することに決定しま

会長代理 柳井	した。 日程第6 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について、この議案の6番の案件につきましては、●●に関する案件でございますので、●●に関わる委員である私と、北山委員、田淵委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、議事参与の制限により、当該案件の審議開始から終了まで退席し、議長を柳井会長代理へ引き継ぎます。 (川口会長、北山委員、田淵委員 退席) (柳井会長代理 議長席へ) それでは6番の案件の議長は、会長代理の柳井が務めさせていただきます。それでは、事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。
事務局長 角田	議案8ページをお開きください。 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について。 番号6、所在、●●、田、1, 307㎡。 貸人、●●、●●、借人、●●、●●。 転用用途、残土置き場による一時転用、転用事由、●●作業道の工事中に法面が崩れ、早急に土砂撤去し、工事を再開する必要があるため、撤去土砂の一時仮置場として使用したい。 資金計画、自己資金、215万円、●●水利組合承諾、一時転用期間、許可日より3年間。 以上、1件です。
会長代理 柳井	これをもって提案理由の説明を終わります。 本件は、一時転用の案件ですので、申し合わせにより転用期間終了後の現地確認となります。 本件について、追加説明を許します。 (発言なし) 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。 「はい。」
委員 会長代理 柳井	異議なしと認めます。 よって議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請についての6

	番の案件は、承認することに決定しました。 それでは、川口会長、北山委員、田渕委員の議事参与の制限が解かれましたので、議長を川口会長へ引き継ぎます。 川口会長、北山委員、田渕委員入室をお願いします。 (川口会長、北山委員、田渕委員 入室) (川口会長 議長席へ 柳井会長代理 自席へ)
会長 川口	それでは、ここからの案件の議長は、再び会長の川口が務めさせていただきます。 日程第7 議案第20号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。
事務局長 角田	議案9ページをお開きください。 議案第20号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について。 権利種別、貸借権設定、新規決定、39筆、53, 196㎡、再設定、24筆、44, 849㎡、計63筆、98, 045㎡。 権利種別、所有権移転、有償、1筆、648㎡、合計64筆、98, 693㎡、以上です。
会長 川口	これをもって提案理由の説明を終わります。 これより質疑を行います、質疑はありますか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	異議なしと認めます。 よって議案第20号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、承認することに決定しました。 日程第8 その他について、その他協議事項はありませんか。 それでは、先日の役員会で、太陽光発電施設に関する規定の明確化を検討しましたので、事務局より説明をお願いします。
事務局長 角田	先日、太陽光発電に関する規定の明確化ということで、4月30日の役

	員会でお話をしていただきました。これが野立ての太陽光発電および営農型太陽光発電の設備の設置について相談が急増しているため、現既定の再確認および明確化のご相談ということでさせていただきます。 まず令和元年6月10日に策定の太陽光発電施設に関する申請についての規定を作っていますが、その規定中に親子間であれば、所有権移転を伴う転用の5条転用でも可と明記しておりましたが、農地の代替性、即ちその農地を潰してまで必要かという考え方から、当委員会では自己所有地の転用の4条転用のみに限ることを明確化するため親子間の場合、太陽光発電設備を設置する場合は、3条で所有権移転をして、その後4条転用を行うということで明確化を行いました。 また、令和5年3月10日に策定の鏡野町農業委員会の営農型太陽光発電設備の設置等の考え方をより厳格化するため下部農地の作物の出荷先をあらかじめ適正に確保できていることを確認するため規定に出荷先の確保を追加することとしました
会長 川口	出荷先の確保について何らかの証明が必要ですか。
事務局長 角田	追加で実際にそれが実現できる証明が必要です。
会長 川口	これをもって説明を終わります。
主任 山崎	これより質疑を行います、質疑はありませんか。
	こちらの別紙が先程、事務局長が説明したものになります。
	灰色の網掛け部分が追加部分で、横線引っ張って消している部分が削除したところになっています。
	(発言なし)
会長 川口	質疑なしと認めます。
	おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	異議なしと認めます。
	よって、太陽光発電施設に関する規定は、別紙のとおり承認することに決定しました。
	その他協議事項はありませんか。
	(発言なし)
	以上をもちまして、本会に付議された提案はすべて終了しました。
	会議を閉会します、これに、ご異議ございませんか。

委員	「はい。」
会長 川口	異議なしと認めます。 よって本会は本日をもって閉会することに決定しました。 これにて、令和6年第5回鏡野町農業委員会を閉会します。 ありがとうございました。（散会）